



日田市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

指定管理者名	獣肉処理施設管理組合
対象業務	日田市獣肉処理施設管理運営業務
対象施設	日田市獣肉処理施設
所管課	林業振興課

令和4年1月12日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 溝口 千壽

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

目 次

1	監査の対象	1
2	監査の期間	1
3	監査の場所	1
4	監査の範囲	1
5	監査の方法及び着眼点	1
6	監査の結果	2
	(1) まえがき	2
	(2) 指定管理者の概要	2
	(3) 指定管理業務の内容	2
	(4) 指定管理期間	2
	(5) 令和2年度の指定管理料	2
	(6) 令和2年度の収支状況	2
	(7) 事業の執行状況	3
	(8) 監査結果による意見	3

1 監査の対象

令和3年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出。

指定管理者名	獣肉処理施設管理組合
対象業務	日田市獣肉処理施設管理運営業務
対象施設	日田市獣肉処理施設
所管課	林業振興課

2 監査の期間

令和3年12月2日から令和4年1月5日まで

3 監査の場所

監査委員事務局、日田市獣肉処理施設

4 監査の範囲

令和2年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況

5 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、所管課からの事情聴取などの方法で実施

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

6 監査の結果

(1) まえがき

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されている。

(2) 指定管理者の概要

名称・代表者	獣肉処理施設管理組合 組合長 川津 保夫
所在地	日田市上津江町川原9番地1
設立年月日	平成24年1月
目的	捕獲推進のため、日田市獣肉処理施設での獣肉の受入並びに解体処理、精肉加工販売を行い、地域資源の有効活用、特産品化による地域の活性化に寄与することを目的とする。

(3) 指定管理業務の内容

日田市獣肉処理施設の管理運営に関する業務

(4) 指定管理期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日

(5) 令和2年度の指定管理料

649,524円

(6) 令和2年度の収支状況

(円)

収 入		支 出	
指定管理委託料	649,524	人件費	5,441,967
販売収入	8,621,883	事業費	4,329,750
その他収入	102,348	事務費	479,330
前年度繰越金	△ 245,180		
合 計	9,128,575	合 計	10,251,047

(7) 事業の執行状況

獣肉処理施設管理組合は、日田市獣肉処理施設設置の趣旨に基づき、イノシシ及びニホンジカの受入並びに解体処理、精肉加工販売を行い、地域資源の有効活用、特産品化による地域の活性化に寄与することを目的に、平成24年1月に設立された団体である。

組合では、日田市獣肉処理施設の開設にあわせ、平成24年4月1日から指定管理者として管理運営に関する業務を行っており、現在は指定管理者として2期目となる、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間の指定を受け、今日に至っている。

日田市獣肉処理施設においては、食肉としての付加価値を高めるため、解体後の枝肉を恒温高湿庫で熟成させており、その後、スライス等の加工処理された食肉は、細胞破壊が生じにくい高鮮度維持凍結機により冷凍した後、保存を行っており、食肉としての品質は、県下でもトップレベルといわれている。

令和2年9月には、農林水産省が制定した「国産ジビエ認証制度」の認証を取得し、国が定めた認証基準を満たすことで、衛生管理が体系的に実施できることから、透明性の高い生産・衛生管理が可能となり、取引先からの信頼獲得につながっている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、飲食店との取引減少や観光客の移動自粛の影響により、道の駅での販売量も減少するなどしたが、学校給食への利用や、「ひたジビエレシピグランプリ」の開催、新商品開発などの取組によって、年度後半には売上は回復基調となった。

精肉として流通させるにあたり、肉質の良い個体が捕獲できる猟期が限られているうえ、捕獲直後の処理や施設搬入後の迅速な解体処理など作業工程上の制約があるなか、販売収入を向上させることは容易ではないが、獣肉の需要、供給に関する情報収集や発信に一層努め、新たな販路開拓を行うとともに、必要な作業員の確保や地元関係者との円滑な連携により、効果的な管理運営が図られるよう期待する。

なお、現地監査においては、施設及び設備は適切な管理により、利用しやすい環境が維持され、概ね良好に管理されていた。

(8) 監査結果による意見

指摘なし